

# 第510回企業会計基準委員会

資料番号 日付 審議事項(5)-8 2023年9月21日

プロジェクト パーシャルスピンオフの会計処理

項目

第 109 回企業結合専門委員会で聞かれた意見

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 109 回企業結合専門委員会(2023 年 9 月 6 日開催)の審議で聞かれた主な 意見をまとめている。

## 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」の改正案

## (帳簿価額による会計処理の論拠)

- 2. 総体としての株主の観点及び共通支配下の取引の組織再編に類似している点を帳簿価額により会計処理する論拠とする提案となっているが、株式配当全般に当てはまると考えられるため、意見があったという表現にとどめた方がよいのではないか。
- 3. 基準開発ケースを組織再編と考える場合、事業分離に近いと考える。この点、企業会計 基準第7号「事業分離等に関する会計基準」では、分離する対象が財であるか事業であ るかを区別しない考え方と承知しており、今回のケースで組織再編に類似していること を帳簿価額による論拠とすることに懸念がある。
- 4. 文案において「共通支配下における組織再編」という用語が使用されているが、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」等では共通支配下の取引という表現を用いている。このため、基準開発ケースについても「共通支配下の取引である組織再編」といった表現の方が適切であると考える。

### (適用時期等)

5. 適用時期等について、適用日における会計処理の見直し及び遡及的な処理は行わないとする事務局の提案に同意する。

## 「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の改正案

## (結論の背景)



- 6. 文案において「配当財産の時価評価を行わない」という表現が使用されているが、この 点についてはこれまで審議してきたように、配当財産を時価評価した上で配当するとい う見方と時価により配当を行い結果として帳簿価額との差額が損益として計上されると いう見方があると考えられる。このため、個別財務諸表に関する提案と同様に時価では なく帳簿価額に基づいて会計処理するという表現の方が適切であると考える。
- 7. 追加取得等により生じる資本剰余金について、個別財務諸表上のその他資本剰余金又は その他利益剰余金(繰越利益剰余金)の減額が当該資本剰余金のうち配当した株式に対 応する部分だけ多くなっているとの記載は、追加取得等により生じる資本剰余金は正負 いずれも生じ得るため、表現を見直した方が良いと考える。

# 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の改正案

## (連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は将来加算一時差異に準ずる取扱い)

- 8. 企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第4項(5)に 追加した、基準開発ケースについて連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務 諸表固有の将来加算一時差異に準ずるものとして同様の取扱いをするとの記載は、理解 のしやすさから同項(5)①、②の後に続けて記載してはどうか。
- 9. 連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異に準ずるものとして同様の取扱いが適切であるとする理由を記載してはどうか。

#### (税金の見積額)

10. 連結財務諸表固有の将来減算一時差異に関する税金の見積額は、税務上損金算入される 額であるとの文案について、配当により連結財務諸表固有の将来減算一時差異が解消す ることによる税金減額効果であることがわかるように表現を見直してはどうか。

### 「コメント募集及び公開草案の概要」の文案

## (個別財務諸表の会計処理)

11. 現物配当実施会社の会計処理について、総体としての株主の観点からは共通支配下の組織再編に類似した状況である点、基準開発が子会社の事業をスピンオフとして子会社の事業を分離・独立させる目的で行われたものに該当することに異論がなかった点が配当



財産の適正な帳簿価額をもって会計処理することの理由であるとされているが、この様な意見が多かったという表現にとどめた方が良いと考える。

# (基準開発の範囲)

- 12. 基準開発の範囲外としたケースの基準開発ニーズに関する質問について、完全子会社以外の子会社株式の一部の配当を例示しているが、これまでの審議を踏まえて、スピンオフ実施会社の株主の会計処理なども例示に追加してはどうか。
- 13. 質問項目に完全子会社株式を対象とすることの明確化を含める事務局提案について、審議の過程で議論になった項目であることから同意する。

## (連結財務諸表の会計処理)

14. これまで連結財務諸表の会計処理についても併せて審議しており、コメント提出者が公 開草案の提案内容に関する全体像を理解できるよう「コメント募集及び公開草案の概 要」に概要を記載することについて検討してはどうか。

以上